令和３年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	２	府 省 庁 名　経済産業省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（地方消費税　　　）
要望項目名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和 2 年に成立した強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靭化法）の施行に伴い、以下制度が導入される。 〇災害復旧交付金制度の創設 電力広域的運営推進機関に、電力事業者が事前に災害に備えて資金を拠出し、災害時に被災設備を有する事業者に、停電の早期復旧のための対応に関する費用について災害復旧交付金を交付することで、事業者による停電の早期復旧のための対応を制度的に担保する。 〇配電事業ライセンス及び特定卸供給事業ライセンスの創設 災害時の迅速な復旧等の観点から、地域において、一般送配電事業者の送配電網を活用し、小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となる配電事業を電気事業法上位置づけ、配電事業ライセンスを創設する。 また、緊急時に分散型電源である自家用電気工作物の設置者への指令を可能にするため、分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業者を特定卸供給事業者として電気事業法上位置づけ、特定卸供給事業ライセンスを創設する。 ・特例措置の内容 こうしたことから以下の特例措置等、電気事業法の改正に伴う必要な各種税制措置の創設等を要望する。 〇災害復旧交付金制度の創設 被災した設備を有する一般送配電事業者等が受け取る災害復旧交付金を、法人事業税の対象課税となる収入金額から控除する。 〇配電事業ライセンス及び特定卸供給事業ライセンスの創設 配電事業者及び特定卸供給事業者は、電気事業者としてそれぞれ一般送配電事業者及び発電事業者と同等の安定供給義務を負うため、一般送配電事業者及び発電事業者と同様の以下の税制措置等を適用する。 ・両事業者への収入金課税方式の適用、対応する分割基準の適用、課税標準算定時の該当する控除措置の適用（法人事業税） ・両事業者への事業所税の非課税措置適用（事業所税）　等 （関係条文） 地方税法第 27 条の 12・24、第 72 条の 2、第 72 条の 48、附則９条の 22、第 701 条の 34 地方税法施行令第 22 条
減収見込額	［初年度］　―　（　―　）　［平年度］　―　（　―　） ［改正増減収額］　―　　（単位：百万円）

要望理由	（１）政策目的 　災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靭かつ持続可能な電気の供給体制を確保する。 （２）施策の必要性 〇災害復旧交付金制度の創設 ・昨今の災害の激甚化に伴い全国大で対処する必要が生じている状況も踏まえ、災害を各エリアではなく全国大の課題と捉え、他電力応援費用や仮復旧作業費用といった早期復旧に資する費用を全国で負担する災害復旧交付金制度を導入する。具体的には、電力広域的運営推進機関に、一般送配電事業者等が災害に備えて事前に資金を拠出し、災害時に被災設備を有する事業者に、他エリアからの応援といった停電の早期復旧のための対応に関する費用について災害復旧交付金を交付することで、一般送配電事業者等による停電の早期復旧のための対応を制度的に担保し、災害時の早期復旧を促すもの。 ・一般送配電事業者等の法人事業税は、各事業年度の収入金額に対して課税することとされており、被災した場合に交付される災害復旧交付金についても、事業税の課税対象となりうる。 しかし、当該交付金は相互扶助を理念として、特定の事業者が資金を出し合い、被災した場合に災害復旧関連費用を補填する、いわば保険金的性質を有しており、この補填額が目減りすることは、本制度の主旨に反する。また、交付金の原資となる会費は、需要家から回収した際に法人事業税が課税されており、広域機関から交付された際にも法人事業税が課税されると、需要家から直接費用を回収した際と比較して、二重課税が発生することとなる。 ・このことから、重複した課税を回避する観点および政策的な必要性を踏まえ、法人事業税の課税標準の算定にあたっては、広域機関から交付される災害交付金を控除対象とすることが適当と考える。 〇配電事業ライセンス及び特定卸供給事業ライセンスの創設 ＜配電事業ライセンスの創設＞ ・災害発生時に地域内の電源を活用することで、早期に地域内の電力供給を安定させ、停電被害を最小化することが可能である。このため、地域の配電設備の維持・運用を効率的に行う分散型電力システムの構築の重要性が高まっている。 ・また、近年のAI、IoT技術等の高度化により、平時から特定地域における配電設備の独立した維持・運用を行い地域内の電気の需給調整を行うことで、再生可能エネルギーを含む分散型電源の最大限の活用と系統投資の抑制を両立することが可能となる。 ・上記のような災害復旧（レジリエンス強化）やコスト効率化等の観点から、新たに電気事業法上に配電事業者を位置づけ、令和４年４月より配電事業ライセンスを創設する。 ＜特定卸供給事業（アグリゲーター）ライセンスの創設＞ ・需要家側の需要を抑制し、電力需要を下げることで実際に電気を発電することと同等の価値を創出するネガワットや、発電事業の規模に満たない小規模電源や蓄電池等の分散型電源（ポジワット）を集約した上で、小規模事業者、一般送配電事業者等に卸供給をする新たなビジネスモデルが拡大している。このため、相当程度の規模に及ぶ者については、安定供給確保の観点から、適切な規律を課す必要が生じている。 ・また、平成30年９月に発生した北海道エリアのブラックアウトにおいて、政府が特定自家用発電設備設置者の一部に焚き増し等の依頼を直接行った経験から、平時から分散型電源を束ねて電力卸供給を行うものを把握し、効率的に焚き増しの指令を可能とすることの重要性が認識された。 ・上記のような安定供給確保と災害復旧の観点から、新たに電気事業法上に特定卸供給事業者を位置づけ、令和４年４月より特定卸供給事業ライセンスを創設する。 　上記の配電事業者及び特定卸供給事業者は、電気事業者としてそれぞれ一般送配電事業者及び発電事業者と同等の安定供給義務を負うため、一般送配電事業者及び発電事業者と同様の税制措置を適用することが適当と考える。
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス 〇背景となる法律 強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日成立）
	政策の達成目標	災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靭かつ持続可能な電気の供給体制を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	〇災害復旧交付金制度 適年間交付見込額：数十億円程度（2018, 2019年の実績を元にした試算額） 適用見込事業者：一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者（計13者, 2020年8月19日現在） 〇配電事業ライセンス・特定卸供給事業ライセンス 新設される配電事業の申請については、初年度において数件程度が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	〇災害復旧交付金制度 他電力からの応援費用や、仮復旧作業といった、停電からの早期復旧を優先するために生ずるコストの増大への備えを制度的に担保することで、災害時の停電からの早期復旧を促す。 〇配電事業ライセンス・特定卸事業ライセンス 配電事業者及び特定卸供給事業者に対して、それぞれ一般送配電事業者及び発電事業者と同等の税制措置を講じることで、同等の安定供給義務等を有する事業者間の「課税の公平性」を確保することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—